

<p>第2 経営力向上の実施方法に関する事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 要件</p> <p>一 計画策定に当たり、事業者が目標として設定すべき経営指標は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成</p>	<p>改正後</p>	<p>第2 経営力向上の実施方法に関する事項</p> <p>1 [略]</p> <p>2 要件</p> <p>一 計画策定に当たり、事業者が目標として設定すべき経営指標は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成</p>	<p>改正前</p>
---	------------	---	------------

○経済産業省告示第百八十九号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

令和二年九月十六日

経済産業大臣 梶山 弘志

学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

学習塾業に係る経営力向上に関する指針（平成三十一年経済産業省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号。以下「基本方針」という。第4と同様に、「労働生産性」とする。

二 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。第二条第一項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ 計画策定に当たり、事業者が目標として設定すべき経営指標は、基本方針第4と同様に、「労働生産性」とする。

3 〔略〕

第3 経営力向上の内容に関する事項

1 経営力向上のために実施すべき事項

一 〔略〕

二 設備投資・IT投資に関する事項

諸改善及び新たなサービス創造のため必要となる設備投資・IT投資を積極的に行う。特にEdTechの活用については、例えばAI教材による個別最適化・効率化といった学習面の効果と共に、ICT化（特に、クラウドサービスや会計、人事労務、販売管理等の基幹業務システムの一括導入）による業務負担軽減、諸業務の定量的可視分析等により、労働環境改善及びコスト削減にも大きな効果が期待できる

十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号。以下「基本方針」という。第5と同様に、「労働生産性」とする。

二 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する場合

イ 事業承継の促進

当該制度は中小企業者等の事業承継を促進するものであるから、中小企業者等が事業承継等（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号。以下「法」という。第二条第二項第九号に掲げるものを除く。）を行う場合にあつては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。

ロ 計画策定に当たり、事業者が目標として設定すべき経営指標は、基本方針第5と同様に、「労働生産性」とする。

3 〔略〕

第3 経営力向上の内容に関する事項

1 経営力向上のために実施すべき事項

一 〔略〕

二 設備投資・IT投資に関する事項

諸改善及び新たなサービス創造のため必要となる設備投資・IT投資を積極的に行う。特にEdTechの活用については、例えばAI教材による個別最適化・効率化といった学習面の効果と共に、ICT化による業務負担軽減、諸業務の定量的可視分析等により、労働環境改善及びコスト削減にも大きな効果が期待できるため、積極的な投資を推進する。また省エネについても積極的に推進し、照明・空調等の事業

ため、積極的な投資を推進する。また省エネについても積極的に推進し、照明・空調等の事業に用いる設備機器について、エネルギー使用量の見える化・最適化のためのICTを用いた計測表示システム・自動調整システムの導入及び省エネルギー性能の高い設備機器の導入・更新等により、運用コストの低減に取り組む。

三 〔略〕

四 安全・安心に関する事項

公益的な業界団体に所属し安全確保対策の知見を得る等、通塾する生徒の安全確保のための諸整備を徹底して行う。その際、被災時の学習機会提供について、学校教育現場や教育委員会との協力体制構築も含めた事業継続計画（BCP）を策定する。個人情報保護についても管理運用を適切に実施し、生徒・家族が安心できる環境を構築する。また様々な生徒が不自由なく利用できるよう、バリアフリー環境の構築を推進する。

五 人材に関する事項

人材確保及び従業員の能力の有効活用のため、魅力的な労働環境の構築（従業員の健康増進に資する取組、賃金テーブル及び労働時間等の改善、施設整備又はキャリアパスの提示等の職場環境の整備改善、従業員の適切な評価その他の取組）を進め、従業員の離職率低下又は意欲の増進その他組織の活力の向上を図る。また従業員育成についてもマニュアル整備・他企業等との連携（共同研修等）等を行い、従業員の能力向上及び定着化を図る。

六〇八 〔略〕

に用いる設備機器について、エネルギー使用量の見える化・最適化のためのICTを用いた計測表示システム・自動調整システムの導入及び省エネルギー性能の高い設備機器の導入・更新等により、運用コストの低減に取り組む。

三 〔略〕

四 安全・安心に関する事項

通塾する生徒の安全確保のための諸整備を徹底して行う。その際、被災時の学習機会提供について、学校教育現場や教育委員会との協力体制構築も含めた事業継続計画（BCP）を策定する。個人情報保護についても管理運用を適切に実施し、生徒・家族が安心できる環境を構築する。また様々な生徒が不自由なく利用できるよう、バリアフリー環境の構築を推進する。

五 人材に関する事項

人材確保のため、魅力的な労働環境（賃金テーブル及び労働時間等の改善・施設整備・キャリアパスの提示等）の構築を進める。また従業員育成についてもマニュアル整備・他企業等との連携（共同研修等）等を行い、従業員の能力向上及び定着化を図る。

六〇八 〔略〕

2 経営力向上計画の認定

経営力向上計画（法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）については、認定を受けようとする事業者においては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる項目数以上、第3の1の各号に掲げる事項に取り組むこととする。

一～三 「略」

第4 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たつて国が配慮すべき事項
基本方針第4の3に定めるところによる。

〔削る〕

2 経営力向上計画の認定

経営力向上計画（法第十九条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）については、認定を受けようとする事業者においては、その経営規模に応じて取り組むことのできる事項に幅があると考えられることから、事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げる項目数以上、第3の1の各号に掲げる事項に取り組むこととする。

一～三 「略」

第4 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たつて国が配慮すべき事項
〔新設〕

1 国内の事業基盤の維持

国は、海外における経営力向上に係る事業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、中小企業等が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

2 雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。組織再編行為が従業員等に与える影響が大きいこと、鑑み、事業承継等を行う場合にあつては、特に配慮するものとする。

3 地域経済の健全な発展

国は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済の維持・強化に資する事業承継等に係る取組を促進するものとする。

4 計画進捗状況についての調査の把握の推奨

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握、

評価することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

5 外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容及び、経営目標が適切か否かを判断するに当たつて、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

6 信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業（法第一条第一項に規定する中小企業をいう。以下同じ。）に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠つた信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

7 中小企業等事業者の規模に応じた計画認定

国は、中小企業等による幅広い取組を促すため、中小企業等の規模に応じて柔軟に計画認定を行うものとする。

8 中小企業の事業承継の円滑化に向けた環境整備

国は、中小企業が事業承継を契機として経営力向上に向けた取組を行うことができるよう、中小企業が事業承継を円滑に行うことができる環境を整備するものとする。

備考 表中の「」は注記である。	<p>第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項</p> <p>認定事業分野別経営力向上業務を行う者については、1に掲げる要件を満たし、かつ、2に掲げる業務に取り組むための知見や能力を有することを認定事業分野別経営力向上推進機関の要件とする。</p> <p>1 要件</p> <p>一 [略]</p> <p>二 事業基盤について</p> <p>イ 全国に学習塾業を行う会員を有している等、全国的な経営力向上の推進が可能であること。</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
	<p>第5 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項</p> <p>認定事業分野別経営力向上業務を行う者については、1に掲げる要件を満たし、かつ、2に掲げる業務に取り組むための知見や能力を有することを認定事業分野別経営力向上推進機関の要件とする。</p> <p>1 要件</p> <p>一 [略]</p> <p>二 事業基盤について</p> <p>イ 全国に学習塾業を行う会員を有している当、全国的な経営力向上の推進が可能であること。</p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

この告示は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。